

令和7年産米湯川米食味コンクール 開催要領

1 目的

優良生産者の表彰により、湯川産米の品質向上、村内生産者の良質米生産意欲向上を図るため、食味コンクールを開催する。

2 主催

湯川村農業技術者連絡協議会

3 後援（予定）

福島県会津農林事務所、会津よつば農業協同組合

4 応募期間

令和7年10月1日（水）～10月17日（金）

5 対象銘柄

湯川村内で生産された主食用水稻

6 出品要件

（1）出品資格

- ア 湯川村内に住所を有する農業者、湯川村内に事務所がある農業法人
- イ 個人情報の開示について、同意する生産者

（2）出品基準

- ア 仕上げ水分12%以上16%以下で調整された米穀とする。
- イ 整粒歩合75%以上の米穀とする。

（3）出品方法

- ア 湯川村農業技術者連絡協議会事務局（湯川村産業建設課農業振興係）に提出するものとする。
- イ 出品は、生産者1名につき2点を上限とし、同一銘柄の応募は受け付けない。
- ウ 出品をする場合は、出品申込書に出品1点につき、供試品玄米2kgを応募期間内に提出する。なお、出品者に対して、供試品玄米は返却しない。

7 審査

(1) 審査日程

令和7年10月下旬～11月上旬に実施する。

(2) 審査方法

ア 1次審査

穀粒判別器（静岡製機製）にて整粒値を測定し、75%以上のものについて、次の審査を行う。

イ 2次審査

（ア）食味分析器（静岡製機製）にて分析した、玄米成分の評価値に基づき順位づけを行い、上位5点を選抜する。

（イ）水分12%以下又は16%以上の検体は、審査対象外とする。

（ウ）同点の場合、1次審査にて測定した整粒歩合が高いものを上位とする。

ウ 3次審査

（ア）味度計（東洋ライス製）にて炊飯時における味度値を測定する。

（イ）2次審査の評価値及び3次審査の味度値を合算し、順位づけを行い、上位3点を選抜する。

エ 最終審査

村内飲食店関係者、事前に試験を実施し選抜された審査員にて炊飯米官能試験による審査を行い、グランプリ1名、入賞者2名を決定する。

8 表彰

（1）湯川村産業文化祭において、入賞者を表彰する。

（2）第27回米・食味分析鑑定コンクール国際大会への出品費用について当協議会より支出する。

（3）栽培に要した経費について、補助金を支給する。

【グランプリ（1名）：上限5万円、入賞者（2名）：上限2.5万円】

9 コンクール出品米穀の取り扱いについて

出品米穀は返却しない。審査会での使用後の処分については、実施者へ一任とする。

以 上